

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵谷典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	米田 (米田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・区域内の自給的農家は後継者不在であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、一層の集約化、共同作業が必要。
- ・集落内で高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手への集積は約7割であり、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では3名の認定農業者が区域の7割弱の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵造典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	如来田 (如来田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

中心となる担い手への集積も多く、農地バンクを活用した利用権の設定がおおむね出来ている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう集落内の合意のもと、中間管理機構の活用を進めている。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業を実施して30数年を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

区域内では2名の認定農業者が区域の91%の農地を耕作しており、今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵逄典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	坂田 (坂田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・区域内の自給的農家は後継者不在であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、一層の集約化、共同作業が必要。
- ・集落内で高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
 - ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。
- ※中島地区については、関係農会の協議のもと進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地区のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手への集積はあるものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では認定農業者2名と集落営農1団体が区域の45%の農地を耕作しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵道典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	那手 (那手)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.53 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.53 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手への集積は多いものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあって、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施して30数年を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では2名の認定農業者が区域の56%の農地を耕作しており、今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	菰田 (菰田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・区域内の自給的農家は後継者不在であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、一層の集約化、共同作業が必要。
- ・集落内で高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針※

中心となる担い手への集積はあるものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。

当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

区域内では1名の認定農業者が区域の1/4強の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	門脇 (門脇)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・区域内の自給的農家は後継者不在であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、一層の集約化、共同作業が必要。
- ・集落内で高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内外で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手への集積はあるものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧誘し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では1名の認定農業者が区域の1/4強の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内外で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	上々 (上々)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・区域内の自給的農家は後継者不在であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、一層の集約化、共同作業が必要。
- ・集落内で高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手への集積はあるものの、さらに担い手を中心に集積・集約を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では1名の認定農業者が区域の6割強の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	丸尾 (丸尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・区域内の自給的農家は後継者不在であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、一層の集約化、共同作業が必要。
- ・集落内で高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.22 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

中心となる担い手への集積はあるものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。

当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

区域内では認定農業者1名が区域の66%の農地を耕作しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵迺典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	奥多賀 (奥多賀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・区域内の自給的農家は後継者不在であり、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、一層の集約化、共同作業が必要。
- ・集落内で高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

中心となる担い手への集積はあるものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。

当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

区域内では1名の認定農業者が区域の42%の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵谷典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	下徳久上・下 (下徳久)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・本地区は圃場整備が行われていない為、担い手への集積が進まない状況。
- ・後継者不在の農業者の農地面積が多く、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.86 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
担い手を中心に集積・集約化を出来るだけ農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
担い手を中心に集積・集約化を出来るだけ農地バンクを通じて進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業について集落で引き続き協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	東徳久 (東徳久)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・集落内で高齢化が進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・野菜・ひまわりを主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手への集積は約7割であり、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では農事組合法人が95%以上の農地を耕作しており、集積はほぼ完了している。今後、区域内で就農する意向がある場合は、農事組合法人への従事を勧めて、町、県及びJAと連携し、従事者の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	平松・高下 (平松・高下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化が進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.57 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.57 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針※

農地バンクを利用しながら、担い手を中心に集積・集約化を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。

当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業を実施して30数年を経過し、水路・農道の老朽化が心配されるため線整備を中心に集落で協議を進めていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	隈見 (隈見)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・本地区は圃場整備が行われていない為、担い手への集積が進まない状況。
- ・後継者不在の農業者の農地面積が多く、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
担い手を中心に集積・集約化を出来るだけ農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
担い手を中心に集積・集約化を出来るだけ農地バンクを通じて進める。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業について集落で引き続き協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	西徳久 (西徳久)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・本地区は圃場整備が行われていない為、担い手への集積が進まない状況。
- ・後継者不在の農業者の農地面積が6.8ha(区域面積の83%)で、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・高齢化が進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※

担い手を中心に集積・集約化を出来るだけ農地バンクを通じて進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

担い手を中心に集積・集約化を出来るだけ農地バンクを通じて進める。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業について集落で引き続き協議を進めていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵逄典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	漆野 (漆野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・農作業の効率化・省力化を図るため、一層の集約化、共同作業が必要。
- ・集落内で高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.31 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.31 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※ 中心となる担い手への集積はあるものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※ 中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※ 基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ 区域内では2名の認定農業者と2つの集落営農が区域の50%弱の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	西下野 (西下野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・本地域では、後継者不在の農業者の農地面積が多く、持続的な農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、これら農地の受け手の確保・育成の必要がある。
- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化が進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.05 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針※

高齢化が一層進む現状を考慮して、担い手(認定農業者、農業生産法人等)への農地の集積・集約化を図る。また、自作意向のある農家については、地域維持及び健康維持の観点からも担い手と協議をしつつ農地利用を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業を実施して30数年を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵澄典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	下三河 (下三河)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化が進んでおり、耕作主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みの必要がある。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針※

中心となる担い手への集積は多いものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。

当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

区域内では1名の認定農業者が区域の約8割の農地を耕作している状況である。今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和7年2月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐用町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	中三河 (中三河)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・農作業の効率化・省力化を図るため、一層の集約化、共同作業が必要。
- ・集落内で高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針※

中心となる担い手への集積は多いものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針※

中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勧奨し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていこう、担い手も含め集落全体で検討していく。

当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。

(3) 基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針※

区域内では2名の認定農業者が区域の8割強の農地を耕作しており今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵邊典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	上三河 (上三河)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。
- ・高齢化がかなり進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。
- ・地域の活性化を図るためにも新たな作物の導入や低農薬、低化学肥料への取組みが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進め併せて収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.82 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
中心となる担い手への集積は多いものの、さらに担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等を交え集落で調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
中心となる担い手への将来の経営農地の集約化と、経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができることを勘案し、農地所有者は受け手、出し手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含め集落全体で検討していく。 当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施してかなりの年数を経過し、水路・農道の老朽化が心配される。また、区画の大規模化を検討する必要があるため集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
区域内では3名の認定農業者が区域の71%の農地を耕作しており、今後においても規模拡大を検討しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。

⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)	
地域名 (地域内農業集落名)	河崎 (河崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・本地域では、後継者不在の農業者の農地面積が多く、持続的な農地利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、これら農地の受け手の確保・育成の必要がある。

・農作業の効率化・省力化を図るため、集約化が必要。

・高齢化が進んでおり、耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針※
高齢化が一層進む現状を考慮して、担い手(認定農業者、農業生産法人等)への農地の集積・集約化を図る。また、自作意向のある農家については、地域維持及び健康維持の観点からも担い手と協議をしつつ農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
当面は耕作を希望する所有者にあっても、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心となる担い手に引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で協議を続ける。
(3)基盤整備事業への取組方針※
基盤整備事業を実施して30数年を経過し、水路・農道の老朽化と区画の規模拡大を図るため再整備について集落で協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
- ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐用町長 庵途典章

市町村名 (市町村コード)	佐 用 町 (501)
地域名 (地域内農業集落名)	船越 (船越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

- ・本地区は圃場整備が行われていない為、担い手への集積が進まない状況。
- ・後継者不在の農業者の農地面積が多く、これら農地の受け手の確保が必要。
- ・耕作者主体の水路・農道等の管理をどのようにするかが課題。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

- ・地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.11 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.11 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地及びその周辺の優良農地(保全管理を含む)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針※

地域内には担い手がないため、担い手の募集に努める。地域の維持、活性化の観点から、区域内外で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針※

担い手を中心に集積・集約化を出来るだけ農地バンクを通じて進める。

(3)基盤整備事業への取組方針※

基盤整備事業について集落で引き続き協議を進めていく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※

今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。
 ⑦担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。